

記入要領

(大学、高等学校、高等専門学校、専修学校)

- 1 この表には、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第53条の2の規定による定期の健康診断及を受けた人員を計上すること。
なお、次の事項（自己受診者）も含めて計上すること。
 - (1) 法第53条の4の規定による定期健康診断を他で受け、その証明書を実施者に提出した場合
 - (2) 事故等のやむを得ない事由により定期の健康診断を受けなかった者が、法第53条の5の規定により当該事由の消滅後1ヵ月以内に健康診断を受け、その証明書を実施者に提出した場合
- 2 この表には、法第53条の2に規定する定期の健康診断及び予防接種法第3条に規定する結核の予防接種以外の健康診断並びに予防接種は計上しないこと。
- 3 各項目については、それぞれ実人員を計上すること。
同一人について間接撮影等の判定不能又は撮影不良のため、2回以上行っても1回として計上すること。
- 4 「対象人員」は、法第53条の2第1項及び第3項並びに予防接種法第3条の対象者の数を記入すること。
- 5 「一次健診」欄の「実施人員」には、「間接撮影」と「直接撮影」の実施者を区別して記入すること。
- 6 「要精検者」は、一次健診の結果、精密検査が必要であると判定された者の数を記入すること。
- 7 「被発見者数」
 - (1) 精密検査を受けて、結核患者又は結核の発病の恐れがあると診断された者をそれぞれに区分して記入すること。
ただし、潜在性結核感染症の場合には、潜在性結核感染症欄に記入する。（潜在性結核感染症とは、比較的最近に感染し発病の危険が高いものに対して、予防投薬が公費負担で行われるが、その対象者のこと。）
また、非定型抗酸菌症の場合は計上しないこと。
 - (2) 「結核患者」は、医療面からみた指導区分の1に該当する者、すなわち医師による直接の医療行為を必要とする者をいう。
 - (3) 「結核の発病の恐れがあると診断された者」は、医療面からみた指導区分2に該当する者、すなわち医師による直接の医療行為は必要としないが、定期的に医師の指導観察を必要とする者をいう。

「業務に従事する者」

- 1 法施行令第12条第1項第1号に規定する者について記入すること。
- 2 「直接撮影（人間ドックを含む）」欄には、直接撮影を実施した者について記入すること（人間ドックにおいては直接撮影を実施している。）。

「学生又は生徒」

法施行令第12条第1項第2号に規定する者について記入すること。